

令和5年度胎内市福祉有償運送運営協議会 記録

と き 令和6年3月14日(木)

午後1時30分から

ところ 301会議室

1 開会あいさつ

2 胎内市福祉有償運送運営協議会委員の紹介 委員名簿による

3 令和5年度福祉有償運送実績報告 資料1 委員より報告

現在4台登録(10人乗り1台、8人乗り1台、軽自動車2台)。運転者は3名で増減はありません。利用登録会員は、現在28名。4年度から通院支援を含めたことにより増加しており、利用者内訳としては、介護予防事業対象者が12名、要支援の方が16名。

4年度実績と比較して、延べ利用件数301件、運行距離数、対価についても伸びているが、利用実態として遠距離の方の利用が多く、また、利用に当たって本人負担額は最大500円となっており、経営的には厳しい状況となっています。

4 自家用有償旅客運送制度の改正点等について情報提供

国土交通省北陸信越運輸局 委員) 資料「道路運送法の基礎知識」により情報提供

・令和2年改正

- ① 住民等のための「自家用有償旅客運送(交通空白地有償運送)」
- ② 身体障害者等のための「自家用有償旅客運送(福祉有償運送)」の2分類

・令和5年改正

運送の対価についての変更 タクシー料金の2分の1から運賃の約8割
車内における乗務員名の表示について、氏名の表示をしなくてもよい

・その他

自家用有償運送の更新手続きの簡素化
車を5台以上所有する場合、一定の資格要件を備えた「運行管理の責任者」の選任
アルコール検知器使用の義務付け

5 「特定非営利活動法人ふるさと奥山の庄福祉有償運送運営規定」の見直しについて 事務局) 資料2により説明

今後、運営規程について検討したい事項のため、委員の皆さまからご意見を頂戴したい

- 1 複数乗車の場合の利用人数は最大3人
- 2 運転者の氏名
- 3 タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね1/2の範囲内とする

委員) 有償運送の制度上は個別移動になるが、複数乗車を全く認めないわけではなく、協議会で協議が整った場合であれば認めるということになります。どういう方を、どういう場合複数乗車を認めるのかなどを整理していただき、協議していく必要があります。併せて対価の部分も同様となりますが、他の地域の状況などを参考に胎内市ではどのようにしていくのか検討いただきたいと思います。

委員) 福祉有償運送の範囲はどのように整理しているのでしょうか。

事務局) 対象者の範囲については、この協議会において協議し介護保険制度による事業対象者、要支援1, 2となっています。介護保険法上のサービス区分の移動支援という枠組みの中で行っており、国県からの交付金の対象事業との関係もあり、介護保険制度の枠組みで行っており、身体障害者福祉法や要介護認定を受けている方までは対象とはできていない現状です。

今後、実施事業者側で対応が可能であり、この協議会での協議が整うのであれば、必要とされている対象の範囲まで拡大する等の検討の余地は十分にあると事務局としては考えています。

【課題】「タクシー」「のれんす号」「外出支援」「福祉有償運送」について、利用者の状況に応じて、どのように利用できるのか、必要な移送支援を検討していく必要があり、今後の協議会で協議できるように事務局側で整理する。

6 福祉有償運送について、その他地域の移動を担う交通手段に関する情報交換

○胎内市の福祉有償運送の対象者について 事務局より 資料3-1

参考資料；資料3-2 介護保険制度について

介護予防大作戦リーフレットにより事業対象者について説明

○「のれんす号」の実績と今後について (総合政策課) 資料により報告

- ・60歳代以上の利用者が全体の7割程度を占めており、高齢者の利用が多い
- ・利用状況は、通院が一番多く、次いでスーパー等ということで買い物によるもの
- ・一人での乗車が困難になりつつある方の利用が増えてきており、「のれんす号」の運用時の課題となっている。福祉担当部署に情報提供し対応について検討している。
- ・荷物の持ち込み基準などから買い物弱者への移動支援では一部不便をかけているところもあるが、引き続き関係部署と連携し、「のれんす号」「福祉有償運送」「外出支援サービス」「福祉タクシー」利用券の配布や他のサービスの利用について等市民に伝え、どのようなサービスが利用可能か等明確にしていきたいと思っている。
- ・予約方法の多様化を図るため、web予約を導入と防災情報アプリ公式ラインからの予約についても導入を検討している。

- ・介助が必要な方については付添人の方を1人無料で利用いただいている。
- ・ドライバーの人材確保として、市報やホームページでドライバー募集している
- ・のれんす号パンフレット配布（4月1日に全世帯配布）

乙、黒川、中条、築地エリアの移動について、エリアをフリーにすることで乗り継ぎを不要とし、運行体系を見直した。

エリアがフリーになりなので、福祉有償運送運営規定の見直しをお願いします。
事務局）次回の協議会で見直しさせていただきます。

7 その他

事務局）次回の協議会について、以前に意見のあった「地域公共交通協議会」と同日の開催についてご意見をいただきたい。

委員）地域公共交通協議会の方でも福祉有償運送の協議ができることにはなっていますが各自治体で違います。各協議会での課題などを整理し今後の会議の在り方について検討してみてはどうでしょうか。

事務局）課題を整理し、検討していきたいと思います。

閉会

令和6年3月1日

福祉有償運送運行状況実績報告

法人名	特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘	事故報告	苦情報告
対 価	出発地から目的地の移動距離が2kmまで：300円 2kmを超える場合、1km毎に50円加算（ただし、最大500円）	無	無

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和6年2月末時点実績	対前年度比	増減の説明	備考
登録車両台数計 (台)	3	4	4	0	増減なし	10人乗り 1台
福祉車両 (台)	0	0	0	0		8人乗り 1台
セダン車両 (台)	3	4	4	0		4人乗り 2台
運転者数計 (人)	4	3	3	0	増減なし	
1種免許取得者 (人)	3	3	3	0		
2種免許取得者 (人)	1	0	0	0		
登録利用会員数計 (人)	9	23	28	5	・R4年度から通院支援を 追加 ・通院支援が増えたこと により増加	
事業対象者 (人)	9	5	12	7		
要支援 (人)	0	18	16	△2		
要介護 (人)	0	0	0	0		

	令和3年度実績	令和4年度実績	令和6年2月末時点実績	対前年度比	月平均	前年度月平均
延利用件数 (件)	314 件	663 件	964 件	301 件	87.6 件	55.3 件
実利用会員数 (人)	7 人	23 人	28 人	5 人	14.8 人	9.8 人
運行距離数合計 (Km)	1,166 km	2,344 km	2,933 km	589 km	266.6 km	195.3 km
対価合計 (円)	117,000 円	245,000 円	349,000 円	104,000 円	31,700 円	204,000 円

※令和5年4月～令和6年2月末までの利用延べ人数

964 人

1件あたり

362円

(R4年度 373円)

1件あたり

3.0km

(R4年度 3.7km)

法第78条第2号(自家用有償旅客運送)

自家用有償旅客運送とは??

バス、タクシー等が運行されていない、過疎地域等において、住民の日常生活における移動手段を確保するため、国土交通大臣または地方公共団体の長の登録を受けた市町村、NPO等が自家用自動車を使用して有償で運送する仕組み。

- 他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する場合には、輸送の安全や旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス、タクシー事業)の許可が必要。
- 一方で、バス、タクシー事業によっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通や移動制約者の輸送が確保できない場合があります。
- このような場合に、生活交通の確保等の観点から、市町村バスやNPO法人等による自家用自動車を使用した有償運送を認める「自家用有償旅客運送の登録制度」を創設し、平成18年に法律上明確に位置づけられました。
- 自家用有償旅客運送の実施にあたっては、地域公共交通会議もしくは運営協議会において協議が調った上で、国土交通大臣(地方公共団体の長)の登録を受ける必要があります。
- 運輸支局または地方公共団体は、輸送の安全確保及び利用者の保護のための指導・監督を実施します。

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度。

制度創設時は()の4つのカテゴリ (R2改正)

- ①市町村運営有償運送
- ②公共交通空白地有償運送(旧 過疎地有償運送)
- ③市町村運営福祉有償運送
- ④(NPOなどが実施する)福祉有償運送

種類

住民等のための「自家用有償旅客運送」 (交通空白地有償運送)

実施団体数：(635団体)
※全国1,741市町村の内557市町村で実施
(令和3年3月31日時点)



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 (福祉有償運送)

実施団体数：(2431団体)
(令和3年3月31日時点)



※平成27年4月より、事務権限(登録、指導・監督)の市町村長等への移譲(手上げ方式)を開始。
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体(8県、11市区町村)を指定済み。

「合意」→「協議が整う」(R2改正)

登録要件

- ① バス、タクシーによることが困難、かつ、
- ② 地域の関係者(※)により「地域住民の生活に必要な輸送」であるとの協議
※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等
- ③ 必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者を選任等)

事業者協力型 新設 (R2改正)

有効期間

2年(重大事故を起こしていない場合等は3年)
※事業者協力型自家用有償旅客運送は5年

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

登録等

登録等

旅客の範囲

【交通空白地有償運送】

地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者

市町村長が認めた場合のみ対象となっていた観光客を含む来訪者も対象に。(R2改正)

【福祉有償運送】

道路運送法施行規則第49条第2号に規定するイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分のうち、他人の介助なしでは移動することが困難であり、かつ、単独でバス・タクシー等の公共交通機関を利用することが困難な身体障害者等の移動制約者

福祉有償運送の旅客の範囲の明確化 (R2改正)

運送の対価

道路運送法施行規則第51条の15で実費の範囲内であると認められること、営利を目的としていると認められない妥当な範囲内とされている。具体的には、次のとおり。

実費を適切に収受できるように目安を新たに設定(R5改正)

- ・運送の対価は、当該地域に適用されるタクシー運賃の約8割
ただし、地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、約8割を超える運送の対価を設定することも可能。
- ・運送の対価以外は、実費の範囲内。
- ・利用者間の公平を失するような対価の設定となっていないこと。
- ・交通空白地有償運送の場合であって、上記によりがたい場合は、当該地域又は近隣の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃・料金を参考とできる。

道路運送法施行規則 第49条

法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十九の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
- ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する精神障害者
- ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
- ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者
- ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

道路運送法施行規則 第51条の15

法第七十九条の八第二項の旅客から収受する対価の基準は、次のとおりとする。

- 一 旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。
- 二 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとつて明確であること。
- 三 当該地域における一般旅客自動車運送事業に係る運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、地域公共交通会議等において協議が調つていること（第五十一条の七第二号に該当する場合にあつては、当該運賃及び料金を勘案して、当該自家用有償旅客運送が営利を目的としているとは認められない妥当な範囲内であり、かつ、同号の地域公共交通計画において当該対価が定められていること。）。

改正の概要

道路交通法の一部を改正する法律(令和4年法律第32号)の施行に伴うもの

- ① 自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。
- ② 自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
 - (ア) 運行に関する計画の作成
 - (イ) 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
 - (ウ) 異常気象時等の安全確保の措置
 - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③ 自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

道路運送法施行規則 第51条の17第1項、第2項

自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければならない。

2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所（以下「特定事務所」という。）にあつては、当該特定事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の特定事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者）の中から、当該特定事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。

- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
- 二 道路交通法施行規則第九条の九第一項に規定する要件を備える者
- 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者

運行管理の責任者の講習

- ◆一定台数以上の自動車を管理する自家用有償旅客運送者は、事務所ごとに、有資格である「運行管理者」、または一定の資格要件を備えた「**運行管理の責任者**」を選任する必要があります。



乗車定員11人以上の
自動車を1台以上



乗車定員10人以下の
自動車を5台以上

※特定事務所ではない場合も、要件は満たす必要はありませんが「運行管理の責任者」は選任する必要があります。

- ◆一定の資格要件を備えた「運行管理の責任者」は、**選任された年度以後2年ごとに国土交通大臣が告示で定める一般講習を受講**する必要があります。

(認定講習機関) 新潟県内 独立行政法人自動車事故対策機構新潟主管支所、
(株)水原自動車学校、(株)中越自動車学校、(株)新潟自動車学校

※令和4年3月31日までの間に選任された**運行管理の責任者**は、令和6年3月31日までに受講する。

※令和4年度中に道路交通法に規定する**安全運転管理者講習を受講した者**は、国土交通大臣が告示で定める一般講習を受講した者とみなす。

安全な運行のための確認及び乗務記録の実施

- ◆自家用有償旅客運送者は、**乗務しようとする運転者**に対して、**酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由**により安全に運転することができないおそれの有無を確認し、必要な指示を与える必要があります。(記録及び1年間保存)
- ◆一定台数以上の自動車を管理する自家用有償旅客運送者は、**乗務を終了した運転者**に対して、**酒気帯びの有無**を確認する必要があります。(記録及び1年間保存)
- ◆**アルコール検知器による検査の実施**については、**当面の間、適用しない。**
- ◆一定台数以上の自動車を管理する自家用有償旅客運送者は、**アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無の確認が必要。**

令和5年12月1日施行

道路運送法施行規則 第51条の17第3項

九 自家用有償旅客運送自動車の運転者又は特定自動運行保安員（以下「運転者等」という。）に対し、第五十一条の二十二第一項から第三項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びに運転者に対して使用するアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。

道路運送法施行規則 第51条の22

自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行つた旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

3 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。

「福祉有償運送の申請に対する処理方針について」（平成18年9月29日付公示第63号）

施行規則第51条の22第3項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

国土交通省HP

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000044.html

安全な運転のための確認表(参考例)

(施行規則第51条の22関係)

参考様式第二号

安全な運転のための確認表

令和 年 月 日		乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合 の具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
2		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
3		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
4		乗務前		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		乗務後		<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> 非対面	<input type="checkbox"/> 音声電話 <input type="checkbox"/> テレビ電話 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	理由欄	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			

事業所の 取組強化!

飲酒運転根絶

令和5年12月からアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が義務化されます

待って!

今日も飲酒してないです

社用車を運転するのは、**アルコール検知器**で **チェック** してからです!

点呼場所

安全運転管理者は、下記の業務が義務化されます

- 令和4年 4月1日施行
 - ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。
 - ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること。
- 令和5年 12月1日施行
 - ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと。
 - ✓ アルコール検知器を常時有効に保持すること。



警察庁・都道府県警察



自動車を使用する事業所は **安全運転管理者の選任が必須** です!

安全運転管理者の選任

一定台数以上の自動車の使用者は、自動車の使用の本拠(事業所等)ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。自動車の保有台数に応じて副安全運転管理者の選任が必要になります。安全運転管理者・副安全運転管理者になるには一定の要件があります。



乗車定員が11人以上の自動車1台以上

または



その他の自動車5台以上
※自動車2輪車(原動機付自転車を除く)は1台を0.5台として計算

安全運転管理者の業務

- 交通安全教育
- 運転者の適性等の把握
- 運行計画の作成
- 交替運転者の配置
- 異常気象時等の措置
- 点呼と日常点検
- 運転日誌の備付け
- 安全運転指導

安全運転管理者の届出

- 安全運転管理者等を選任した時は、その日から15日以内に事業所を管轄する警察署に必要書類を提出してください。
- 安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。



令和5年 12月より

安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が **「義務化」** されます。

令和4年 4月1日施行

- ✓ 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- ✓ 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

令和5年 12月1日施行

- ✓ 運転者の酒気帯びの有無の確認を、**アルコール検知器**を用いて行うこと
※呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器
- ✓ アルコール検知器を **常時有効に保持** すること



安全運転管理者の制度に関するご不明点は、都道府県警察のホームページをご覧ください。どうか警察署へお問い合わせください。

概要

- バス・タクシー・自家用有償旅客運送において、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務を廃止します。引き続き旅客の利便の確保を図りつつ、乗務員等のプライバシーにも配慮し、安心して働ける職場環境の整備を促進。

(運転者等台帳並びに運転者証及び保安員証)

第五十一条の二十三 (略)

2 (略)

3 自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項（特定自動運行保安員については、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証（特定自動運行保安員については、保安員証）を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 自家用有償旅客運送者の名称

三 運転者等の氏名

四 運転免許証の有効期限

五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十八 自家用有償旅客運送を行う市町村は、第五十一条項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。



(運転者等台帳)

第五十一条の二十三 (略)

2 (略)

(削る)

(自家用有償旅客運送自動車内の表示)

第五十一条の二十八 自家用有償旅客運送者は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、**当該自家用有償旅客運送者の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号**を旅客に見やすいように表示しなければならない。

背景・必要性

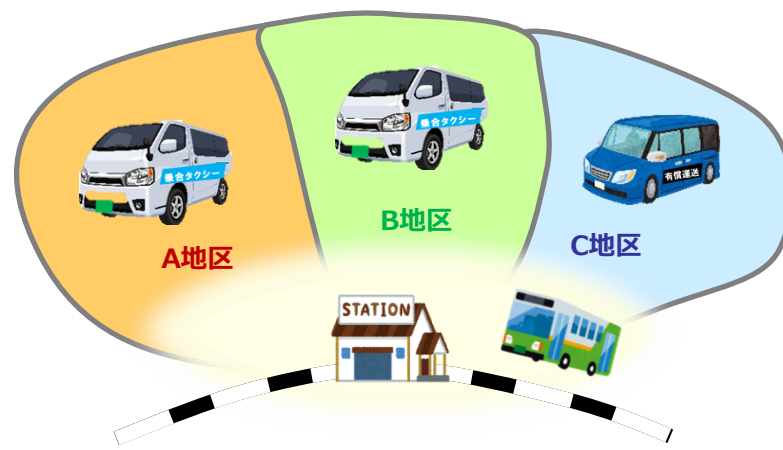
- AI配車システムなどのDXの進展により、デマンド型で運行される乗合タクシーによる輸送サービスは、利便性・効率性の向上が見込まれており、ラストワンマイル・モビリティを担う交通手段として、今後益々期待が掛かる。
- 他方、乗合タクシー（区域運行型乗合事業）の導入が必要な交通不便地域において、交通事業者が十分に車両等を有していないケースが存在。

概要

- 過疎地域において、予め定められた地域を運行する乗合タクシーを展開するに当たって、地域公共交通会議等の協議が調った場合には、事業用自動車による輸送力を補完するために必要な範囲に限り、許可を受けた自家用自動車を輸送力補完のために活用することができることとする。
- その際、運転者は乗合タクシー事業者と雇用契約を締結し、同事業者が運行管理を行う。

- ◆ U町では、地域公共交通会議で乗合タクシーによるサービスの導入が望ましいとされた。
- ◆ しかし、乗合タクシー事業者Xに十分な車両等がないため、C地区へのサービス提供は厳しかった。
- ◆ そこで、Xが保有する事業用自動車2台に加えて、自家用自動車1台を使用してサービス提供を行うこととした。

乗合タクシー事業者X



背景・必要性

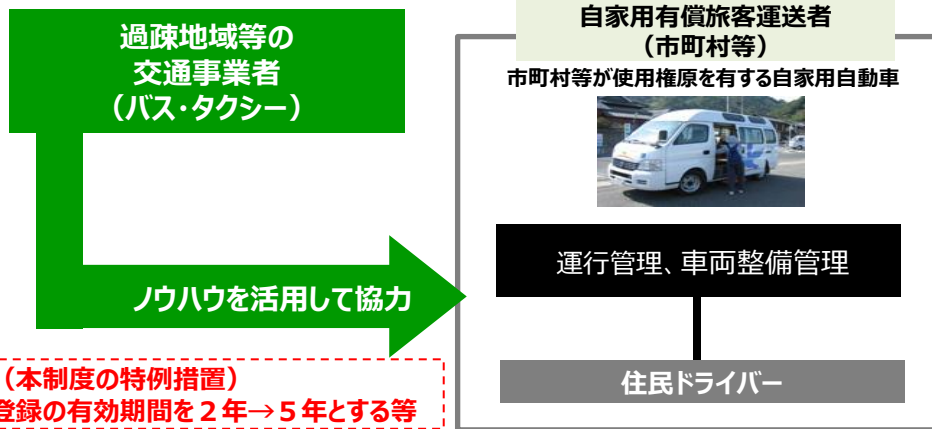
- 自家用有償旅客運送（※）については、**安全性・サービスの安定的な提供**の観点からは、令和2年に創設した**事業者協力型自家用有償旅客運送**を活用することが望ましいが、現時点では**あまり活用が進んでいない**。

※交通空白地での輸送や福祉輸送がバスやタクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて行う有償での運送

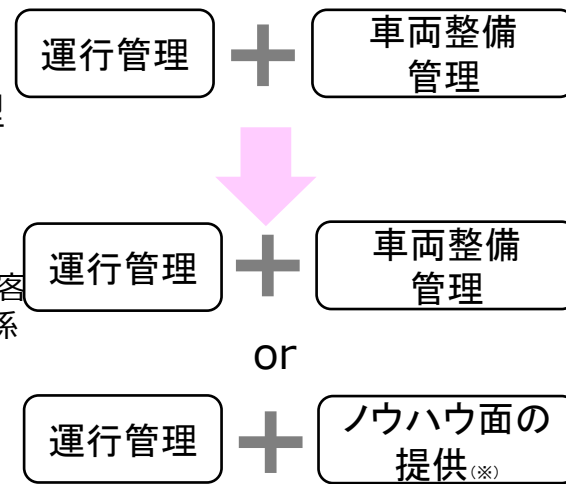
概要

- **事業者協力型自家用有償旅客運送**について、現在は「運行管理」に加えて「車両整備管理」に交通事業者が協力する場合のみ認めているが、それだけでなく、「運行管理」に加えて配車サービスの提供等の「ノウハウ面の提供」等に交通事業者が協力する場合も認めること（交通事業者による協力類型の多様化）等を通じて、**より一層の活用促進**を図る。

事業者協力型自家用有償旅客運送の概要（令和2年創設）



- ・交通事業者による協力類型の多様化
- ・責任関係の明確化（「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」の周知）



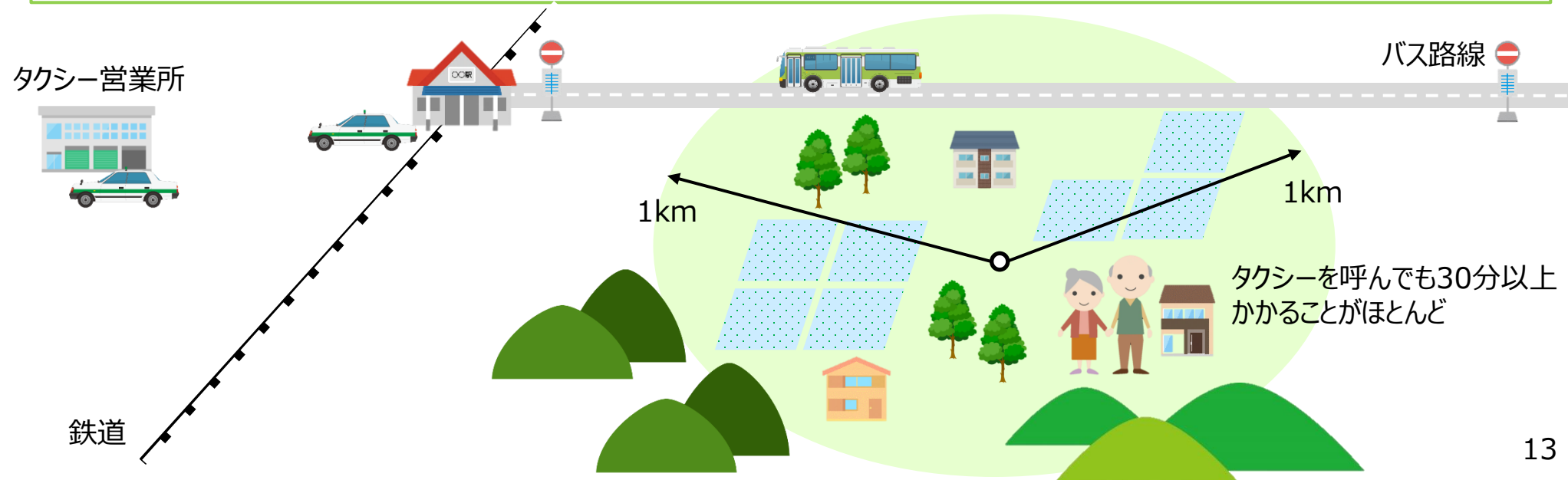
（※）例えば、タクシー事業と共同で配車サービスを提供する等

背景・必要性

- 自家用有償旅客運送は、当該地域が「交通空白地」であることについて地域公共交通会議等において協議を調えることにより導入することが可能である。他方で、「交通空白地」の概念については参考となる目安がなく協議が難航する場合がある。

概要

- 「半径1km以内にバス停・駅がない地域であって、タクシーが恒常的に30分以内に配車されない地域」は少なくとも交通空白地に該当する、という参考となる目安を示す。
- 上記目安に該当しない地域でも、地域公共交通会議等における協議が調えば、交通空白地として自家用有償旅客運送を導入することは可能。
- あわせて、既存の自家用有償旅客運送の導入地域の状況（病院・商店の立地数、タクシー営業所数等）を示した「地域交通の把握に関するマニュアル」（令和2年12月公表）について、改めて自治体等に周知を図り、活用を促す。



背景・必要性

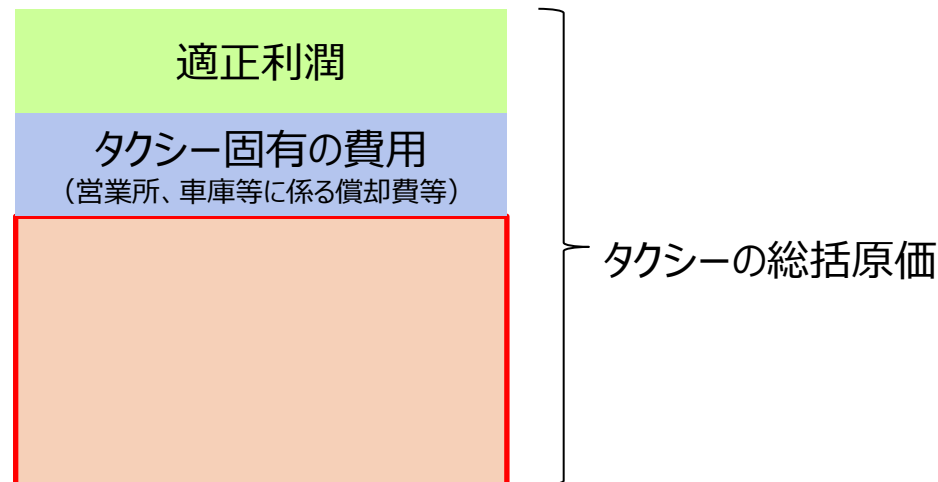
- 営利事業ではない自家用有償旅客運送について、道路運送法は、運送の対価が**実費の範囲内であることを求めている**。
- 実際の対価の目安としては、自家用有償旅客運送が主にボランティア的な輸送として想定されていたことに鑑み、「**当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1 / 2の範囲内**であること」としてきたところ。
- しかし、**現行の目安に従った対価では**、安全確保のために必要な費用（運行管理等の委託費用、自動車保険料等）、利用者利便を向上させるための費用（配車システム利用料等）、運転手の人件費などの必要費用を賄うことができず、**持続可能な運営をすることは困難**な場合が多い。また、タクシー事業者からも現行の目安に従った対価は安すぎるとの指摘がある。

概要

- **従来の「当該地域におけるタクシーの上限運賃（ハイヤー運賃を除く。）の概ね1 / 2の範囲内であること」という目安を廃止し**、上記のような必要費用も勘案して**実費を適切に収受できるように目安を新たに設定**する。

(例)

「タクシーの総括原価から適正利潤とタクシー固有の費用を控除した金額の範囲内であること」を目安として設定



背景・必要性

- 自家用有償旅客運送の登録有効期間は原則2年（重大事故等がない場合は3年）であるが、更新の度に地域公共交通会議等における協議を調えるとともに、**少なくない量の書面を提出する必要があり、自家用有償旅客運送者にとって過度な負担**となっている場合がある。

概要

- **一定の安全性が担保**されている自家用有償旅客運送者については、協議手続の簡素化や申請書類の簡素化を通じて**更新登録手続を簡素化**する。

重大事故等を一定期間起こさない場合に・・・

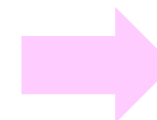
- ・協議手続を簡素化
(一定期間意見を募集し、特段の異議がなければ更新に係る協議が調ったものとみなす等)



異議なし



- ・申請書類を簡素化



更新の前後で変更がない場合に省略可能な書類が追加
運転者要件、運行・整備管理体制、事故等連絡体制、損害賠償措置、旅客名簿

【運営規程について、検討したい事項】

- 1 複数乗車の場合の利用人数は最大3人
- 2 運転者の氏名
- 3 タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね 1/2 の範囲内とする。

特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘福祉有償運送運営規定

(目的)

第1条 この規定は、胎内市から協力依頼を受けた福祉有償運送(以下「本事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(運送の対象者)

第2条 本事業による運送の対象者は、胎内市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(平成29年告示第5号)第5条第1項に規定する対象者及びその付添人とする。

(会員登録)

第3条 本事業を利用する者は、福祉有償運送会員登録申請書(別紙1)及び特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘入会申込書(別紙2)を提出し、会員の登録を受けなければならない。

2 会員の登録を行ったときは、福祉有償運送会員登録簿(別紙3)に記載し、適切に管理を行うものとする。

(利用の申込)

第4条 会員が、本事業を利用しようとする場合は、登録時にあらかじめ、利用日を決めるものとする。ただし、利用日は随時変更できるものとする。

(利用日及び利用時間)

第5条 本事業の利用日は、月曜日から金曜日までとし、利用時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。ただし、祝日、8月13日から8月16日まで、12月29日から翌年1月3日までは休業とする。

(運送の範囲及び方法)

第6条 本事業により運送する範囲は胎内市内とし、原則としてドア・ツー・ドアの個別輸送とする。ただし、利用者の利便性や輸送の効率性を踏まえ、必要に応じて複数乗車を実施し、複数乗車の場合の利用人数は最大3人までとする。

(使用車両)

第7条 本事業に使用する車両は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に定める自動車を使用する権限を有する乗車定員11人未満のセダン車等とし、胎内市福祉有償運送運営協議会で許可を受け使用することとする。使用車両には、運転者の氏名、自動車登録番号を利用者が見易いように使用車両に表示するとともに、運行時には、別紙により作成したステッカー、マグネットシートを使用車両の両面に表示する。

(運転者)

第8条 運転者は、特定非営利活動法人ふるさと奥山の荘に登録した者であって、次の各号に該当する者から選任する。

- (1) 第二種運転免許を有する者。但し、第二種運転免許を有しない者にあつては、

国土交通大臣が認定する福祉有償運送運転者講習を修了し、かつ、次のいずれかに該当する者

- ア 国土交通大臣が認定するセダン等運転者講習を修了している者
- イ 介護福祉士の資格を有している者
- ウ (社)全国乗用自動車連合会、(財)全国福祉輸送サービス協会及び(社)シルバーサービス振興会が行うケア輸送サービス従事者研修を修了している者
- エ 訪問介護員など

(2) 登録前2年間、運転免許停止処分を受けていない者。

(3) 運転の経歴が5年以上の者。

(損害賠償措置)

第9条 本事業には、次に掲げる任意保険又は共済に加入した車両を使用する。

- (1) 対人賠償1名につき無制限
- (2) 対物賠償1事故につき無制限
- (3) 搭乗者障害1名につき無制限

2 使用車両外での事故については、1事故あたり、5,000万円の賠償責任保険に加入するものとする。

(運送の対価)

第10条 本事業の対価は距離制で定め、1人当たりの対価は次の各号によるものとし、タクシーが運送した場合の実車運賃の額の概ね1/2の範囲内とする。

- (1) 胎内市予約制のりあい自動車「のれんす号」の中心市街地エリアに、ひらせい中条店及び、JA胎内市農産物直売所を加え、そのエリア内での移動 300円
- (2) 出発地から目的地までの移動距離が2キロメートルまで 300円
- (3) 前号の移動距離が2キロメートルを超える場合 1キロメートル毎に50円を加算する。ただし500円を限度とする。
- (4) 出発地において、利用の取消しをした場合 100円

2 前項第2号及び第3号の移動距離については、0.1キロメートル未満は切り捨てるものとする。

(管理運営体制)

第11条 本事業の実施に当たり、運送の安全の確保及び旅客の利便を確保するため、自動車の運行管理(運転者に対する指導教育体制、事故処理体制、苦情処理体制を含む)及び整備管理の体制を明確にする。

- (2) 自動車の運行管理及び整備管理を誠実かつ適切に処理する為、職員の中から運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する。
- (3) 管理運営体制に関する具体的事項は別に定める。

(罰金、科料の負担)

第12条 本事業の運行中に起きた、運転者の故意または過失による法令違反に対する罰金、科料は運転者の負担とする。

令和3年7月27日改正

胎内市福祉有償運送について

1 対象者の要件

①**事業対象者**(基本チェックリストで生活機能が低下していると判断された人)

R5年度末:223人

②**要支援1、要支援2認定者**

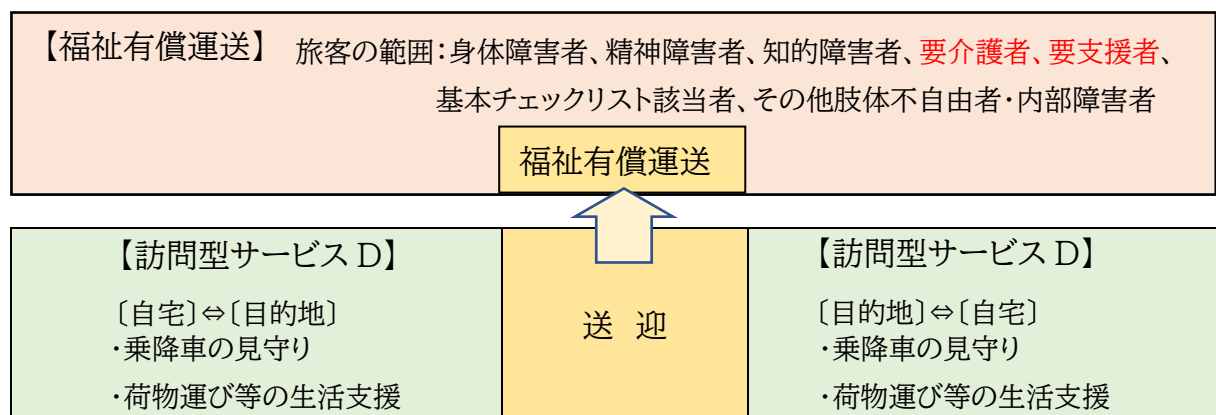
R5年度末:507人(支援1:222人、支援2:285人)

①②いずれかに該当し、地域包括支援センター職員が利用者の状況を確認し、「訪問型サービスD」が必要であると判断され、かつ、NPO法人ふるさと奥山の荘の会員登録をしている胎内市民

2 訪問型サービスDについて

- 介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移動前後の生活支援
- 介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業
- 買い物・通院**を行う場合における送迎前後の付き添い支援
- NPO法人に対して補助金交付(コーディネータの人件費、事務費)
- 福祉有償運送は原則「個別輸送」ですが、近所の方をまとめて輸送できるよう、令和3年運営協議会の承認を得て「最大3人まで」の複数乗車を可能としています(家族等の付添人も複数乗車人数に含まれます)。

3 胎内市福祉有償運送と介護保険サービス訪問型サービスDについて



- 胎内市の福祉有償運送は、訪問型サービスDを実施するためのもので、サービスDの対象者以外福祉有償運送を行う場合は、協議会の承認が必要で、実施主体が単独で行うことになります。

介護保険 地域支援事業の構成

介護保険事業計画より抜粋



チェック結果

1 指輪っかテスト 2 フレイル質問票 3 基本チェックリストの結果をみてみましょう。

黄色枠の点数を確認してみると、A~Iの危険性がわかります。黄色枠の点数・チェック数が多いほど**要注意**です。

A	2 1または2で黄色枠にチェックあり	主観的健康感がよいと、健康寿命が長いと言われています。「病がない」だけでなく「おいしく飲食できる」や「身体が丈夫なこと」も健康で長生きには欠かせないことです。自分の健康は自分で守ることを意識して取り組んでいる方は、健康感が高まり、更に幸福感も高まります。健康で幸せに暮らすために、今できることに取り組んでみましょう。
B	1 ②で隙間ができるにチェックあり 2 4または5で黄色枠にチェックあり 3 6~10で3点以上	足腰などの筋力が衰えているおそれがあります。 そのために生活全般が不活発になったり、転倒などから寝たきりを招いたりする危険があります。適度な運動を行い、筋力低下を防ぎましょう。すこやか元気アップ体操をはじめましょう。ウォーキングなどの有酸素運動も効果的です。
C	1 ②で隙間ができるにチェックあり 2 3で黄色枠にチェックあり 3 11・12で2点以上	栄養が足りていない(低栄養)のおそれがあります。 そのために筋力が衰えたり、病気にかかりやすくなったりするなど、全身が衰弱してしまうかもしれません。シニア世代はメタボ対策より低栄養予防です。肉や魚、大豆食品などを積極的に食べ、栄養バランスのとれた食事が大切です。
D	3 13~15で2点以上	歯や口の状態など、口腔の機能が低下しているおそれがあります。 食べたり飲み込んだりしにくくなると、低栄養状態や誤嚥性肺炎などになる危険があります。歯科医などに相談してみましょう。お口の機能は食べる、話すなど生活の要となります。日頃からよくかんで食べ、お口の手入れも欠かさずに行いましょう。
E	2 7で黄色枠にチェックあり 3 16で1点以上	閉じこもり気味です。 家に閉じこもっていると心身の活動が不活発になるため、全身の衰弱や認知症、うつ病などを招くおそれがあります。ちょっとした挨拶や会話も心の健康に繋がります。買い物や移動のついでに挨拶、声かけをしてみましょう。
F	3 18~20で1点以上	認知機能が低下しているおそれがあります。 認知症は予防と早期発見・早期治療が重要です。医療機関や地域包括支援センターなどに相談してみましょう。日頃の健康管理を大切に、生活のリズムを整え、適度な運動を心がけてみましょう。
G	3 21~25で2点以上 2 2で黄色枠にチェックあり	うつ状態、またうつ傾向のおそれがあります。 高齢期にかかりやすい心の病気にうつ病があります。つらい気持ちが強い場合や、生活にも影響している場合は、早めに医療機関に受診しましょう。地域包括支援センターでも相談を受け付けています。
H	2 6で黄色枠にチェックあり	長年の喫煙は、肺機能の低下や肺炎になりやすくなります。 最大の予防は禁煙です。何歳から始めても効果はあります。禁煙外来への受診もおすすめします。
I	3 1~20で10点以上 2 1・8で黄色枠にチェックあり	生活が不活発になっているおそれがあります。 体調が悪いとき、困ったときなどに身近に相談できる人がいると、日頃から心強く安心です。お近くの地域包括支援センターにご連絡ください。

胎内市地域包括支援センターみらい TEL 44・8691	地域包括支援センター胎内市社協 TEL 44・8687
地域包括支援センター中条愛広苑 TEL 46・5601	地域包括支援センターやまぼうし TEL 47・2115

詳しくは、介護予防大作戦!!(冊子)をご覧ください。

令和3年3月

介護予防大作戦!!

より快適な生活、より充実した人生を送るために、健康状態を**自己チェック**
人生100年時代、元気なうちから介護予防!

目指せ!胎内市の**きんさん、ぎんさん**

いくつになっても足腰丈夫に、元気に過ごしたい...
たった一度の我が人生を謳歌するのも自分自身です。
健康長寿を目指しませんか?

Q.貯めたお金は、
何に使いますか?
A.「老後の蓄えに
します!!」

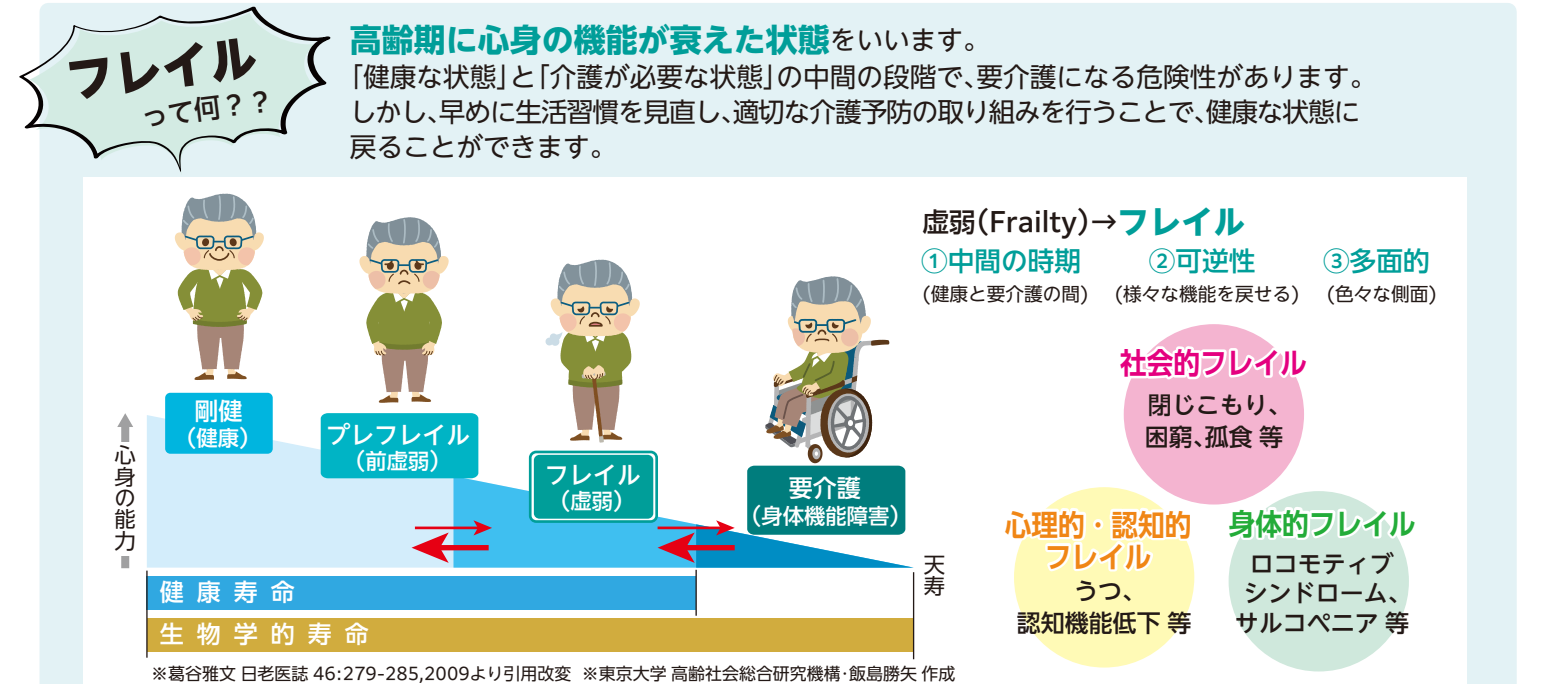


「ゆんやん、ゆんやん、
感謝すること。
長生きの秘訣だと風言ひや。」



Q.どんな方が
タイプですか?
A.「私は甘えん坊だから、
年上の方がいいなあ...」

年を重ねると、病気だけでなく、心身の変化に気づくことが重要です。「動くことがおっくうになった」「疲れやすくなった」「気持ちもだんだん内向きになって...」こんなことはありませんか?年のせいだとあきらめていませんか?もしかすると、年齢とともに心身の機能がじわじわと低下していく状態『**フレイル**』のサインかもしれません。



健康長寿には、『フレイル』のサインに早めに気づき、適切な手当てをすることが重要です。まずは、自分の健康状態や生活機能をチェックしてみましょう。

胎内市 福祉介護課 地域包括支援センター係 TEL0254-44-8691(直通)

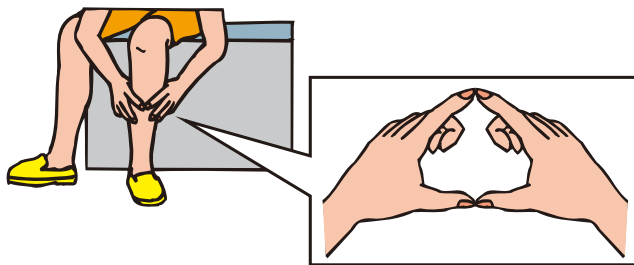
たいた健康度チェック

～すばやく、手軽に、簡単に、自分の元気度を調べてみましょう～

1 2 3 の各質問を読み、当てはまる場所に します。実施日 年 月 日 (歳)

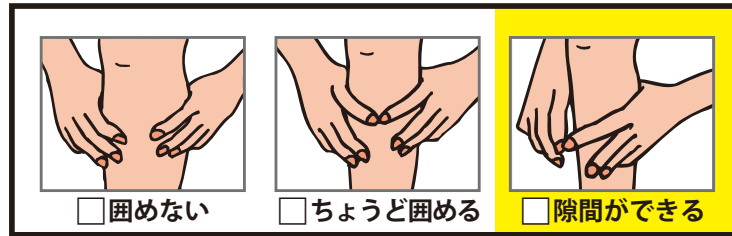
1 指輪っかテスト 自分の筋肉量を測ってみましょう。

①両手の親指と人差し指で指輪っかを作るとして、利き足ではない方のふくらはぎの最も太い部分を囲んでみます。



参考：東京大学 高齢社会総合研究機構 飯島研究室

②指輪っかでふくらはぎを囲んだときにどうなりますか。



多い 筋肉量 少ない

③判定

筋肉量が十分にあると考えられます **OK!!**

筋肉量が減少している可能性が高いです **B・Cへ**

全15項目

2 フレイル質問票 加齢による心身の変化を確認しましょう。

健康状態 ※1 (主観的健康感)	1	あなたの現在の健康状態はいかがですか	<input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> まあよい <input type="checkbox"/> ふつう	<input type="checkbox"/> あまりよくない <input type="checkbox"/> よくない	A
心の健康状態	2	毎日の生活に満足していますか	<input type="checkbox"/> 満足 <input type="checkbox"/> やや満足	<input type="checkbox"/> やや不満 <input type="checkbox"/> 不満	G
食習慣	3	1日3食きちんと食べていますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	C
運動・転倒	4	以前に比べて歩く速度が遅くなってきたと思いますか	<input type="checkbox"/> 思わない	<input type="checkbox"/> 思う	B
	5	ウォーキングなどの運動を週に1回以上していますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	
喫煙	6	あなたはたばこを吸いますか	<input type="checkbox"/> 吸っていない <input type="checkbox"/> やめた	<input type="checkbox"/> 吸っている	H
社会参加	7	普段から家族や友人と付き合いがありますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	E
ソーシャルサポート	8	体調が悪いときに身近に相談できる人がいますか	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ	I

※1 主観的健康感とは、普段の自分の健康状態をどう感じており、どう思うかを自己評価したものです。

3 基本チェックリスト

9 (運動機能) 11 (栄養状態) 13.14 (お口の機能) 16 (閉じこもり) 18.19 (認知機能) を合わせた全15項目がフレイル質問票の内容です。

フレイル質問票: 特定健康診査の「標準的な質問票」に代わるものであり、高齢者の特性をふまえた健康状態を把握するための質問票。

黄色い枠にチェックの入らなかった方フレイルの兆候はなく、とてもお元気な状態です。いつまでも自立して、健やかな暮らしを続けるために取り組んでください。 **OK!!**

➡介護予防大作戦!! 冊子をご覧ください。

3 9 (運動機能) 11 (栄養状態) 13.14 (お口の機能) 16 (閉じこもり) 18.19 (認知機能) は左ページの 2 フレイル質問票の項目にも含まれます。あわせてチェックしてみましょう。

3 基本チェックリスト 心身の健康度を確認しましょう。

黄色枠にチェック がつくと1点になります

くらし	1	バスや電車で1人で外出していますか(のれんす号、タクシー、自家用車も可)	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	各項目の合計点
	2	日用品の買い物をしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
	3	預貯金の出し入れをしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
	4	友人の家を訪ねていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
	5	家族や友人の相談にのっていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
運動機能	6	普段から階段を手すりや壁をつたわずにのぼっていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	6~10 点
	7	普段椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
	8	屋内屋外を問わず15分位続けて歩いていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
	9	この1年間に転んだことはありますか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
	10	転倒に対する不安は大きいですか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
栄養状態	11	6か月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	11.12 点
	12	BMIが18.5未満ですか (BMIの求め方は一番下の◎をご覧ください)	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
お口の機能	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	13~15 点
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
	15	口の渇きが気になりますか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
閉じこもり	16	週に1度以上は外出していますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	16 点
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
認知機能	18	周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	18~20 点
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	<input type="checkbox"/> 0. はい	<input type="checkbox"/> 1. いいえ	
	20	今日が何月何日か分からないときがありますか	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
※2	生活機能全般	1~20の合計点	1~20で		1 点

※2 「生活機能」とは、人が生きていくための機能全体をいいます

うつ・うつ病	21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	G
	22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
	23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
	24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	
	25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	<input type="checkbox"/> 0. いいえ	<input type="checkbox"/> 1. はい	

◎【BMIの求め方】 BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m) (例) 体重50kg 身長160cmの場合 BMI=50÷1.6÷1.6=19.5 参考: 厚生労働省「介護予防のための生活機能評価に関するマニュアル(改訂版)」

基本チェックリストの結果が下記のいずれかに該当する場合は、心身の健康度が低下している可能性があります。

- 6~10 の合計点が3点以上
- 11.12 の合計点が2点以上
- 13~15 の合計点が2点以上
- 1~20 の合計点が10点以上

介護予防の取り組みに参加してみませんか。

胎内市では介護予防の取り組みを行っています。ぜひ積極的にご参加ください。内容につきましては、お近くの地域包括支援センターにお問い合わせください。

胎福介 第 1107 号
令和 6 年 2 月 19 日

胎内市福祉有償運送運営協議会委員 各位

胎内市福祉有償運送運営協議会長 高橋 晃

令和 5 年度胎内市福祉有償運送運営協議会の開催について（ご案内）

余寒の候、委員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。
さて、表題の会議を下記のとおり開催いたしますので、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、
出席くださるようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 14 日（木） 午後 1 時 30 分から
- 2 会 場 胎内市役所 301 会議室
- 3 議 題 (1) 胎内市福祉有償運送運営協議会委員の紹介
(2) 令和 5 年度福祉有償運送実績報告
(3) 福祉有償運送のサービス内容、その他有償運送に関する情報交換
(4) その他

※ 議題は変更する場合があります

※ ご欠席の場合は、3月8日（金）までにご連絡ください。

担当：胎内市福祉介護課
地域包括支援センター係 河内
電話 0254-44-8691
FAX 0254-44-8040
E-mail mirai@city.tainai.lg.jp